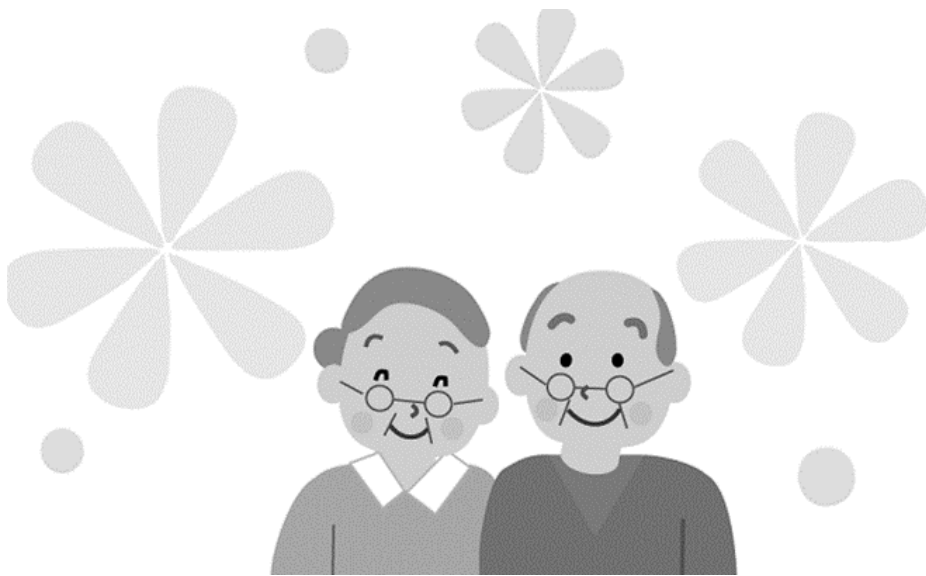


<概要版>

七ヶ宿町 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

～住み慣れた地域で安心して暮せるまち～



令和3年3月
七ヶ宿町

計画策定の背景

近年、医療・介護費などの社会保障費の急増が懸念されるほか、ひとり暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、介護従事者の不足など、介護保険制度だけでは対応しきれない課題も少なからず生じており、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。そのような中、国では人口の多い団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアシステム（地域の包括的な支援・サービス提供体制）の構築が図られているところです。

本町においては、住む高齢者の多くが元気高齢者であり、健康づくりや介護予防の取組を総合的に推進していくとともに、この高齢者が地域の中で役割を担いながら、生きがいを持って暮らすことができる地域社会づくりも進めていく必要があります。

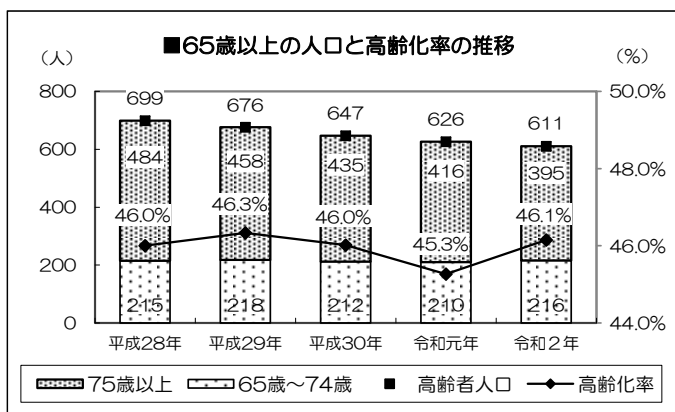
七ヶ宿町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、「すべての高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目指して、町民と地域、行政並びに関係機関が協働・連携し、ともに推進していくことを目的に策定したものです。

1 本町の高齢者等の現状と推計

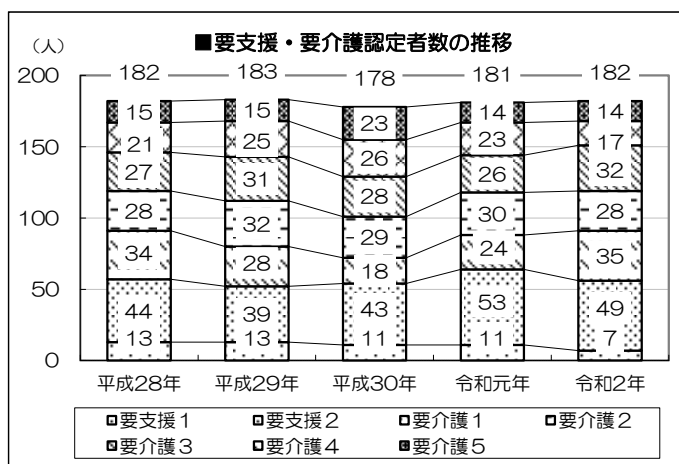
本町における高齢者等の現状は、高齢者人口が減少し、高齢化率が横ばい傾向にあります。要支援・要介護認定者も横ばい傾向で推移しているなかで、以前、高齢者の割合も高く、高齢者世帯の増加など高齢者が住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らせる取り組みがますます重要となってきています。

（1）高齢者人口の推移

本町の高齢者数の推移は、平成28年から令和2年まで緩やか減少しています。令和2年には611人となっており、平成28年の699人から88人減少しています。また、高齢化率は高齢化の進行に伴い増加傾向にあり、令和2年で46.1%となっています。



(2) 要支援・要介護認定者の推移

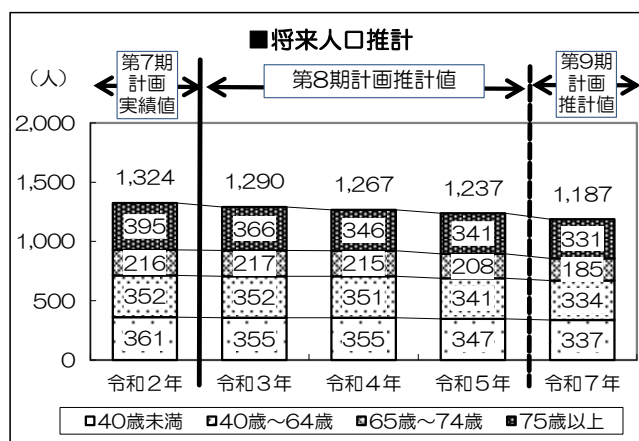


要支援・要介護認定者数は、平成28年の182人から令和2年の182人と横ばいで推移しています。要介護度別では、平成28年と比較すると令和2年の要支援2が49人と5人増加、要介護3が32人と5人増加しています。

軽中度の要支援2、要介護3が増加傾向にあり、今後も重度化予防や生活機能の維持、向上に努めた介護・介護予防の取り組みなどが重要です。

(3) 高齢者人口の推計

令和2年と令和5年を比較すると町の総人口が87人減少すると見込まれ、令和5年には65歳以上の高齢者人口が549人となり、令和2年の611人から62人減少すると見込まれます。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）では、総人口が1,187人で高齢者人口が516人となり、高齢化率が43.7%と高齢化が減少傾向に推移するものと予測されます。



2 本計画の基本理念と基本目標

【基本理念】

住み慣れた地域で安心してくらせるまち

地域で支えあうまちづくり

地域包括ケアシステムの推進、認知症支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進

健康で暮らせるまちづくり

保健・医療の充実、疾病予防・重症化予防、介護予防と生活支援の充実

安心・安全のまちづくり

生活環境の基盤整備、避難行動要支援者対策、防犯・防災対策の推進

介護・福祉のまちづくり

介護サービスの充実、介護サービスの質の確保・向上

3 本計画の施策・事業の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に基づいて、高齢者の地域生活を支えるため、保健・福祉、介護予防、安心・安全など総合的な施策を展開します。

1 地域で支えあうまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 認知症支援と権利擁護の推進
- (3) 生きがいや社会参加の促進

2 健康で暮せるまちづくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 介護予防と生活支援の充実

3 安心・安全のまちづくり

- (1) 生活環境の基盤整備
- (2) 防犯・防災対策の充実

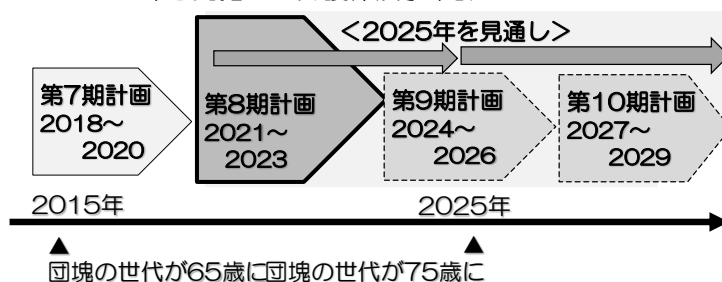
4 介護・福祉のまちづくり

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護サービスの質の確保・向上

4 本計画の計画期間

介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められています。本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた期間を視野に入れた計画とします。

■2025年を見据えた介護保険事業計画



介護の広場

5 地域で支えあうまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進し、認知症支援と権利擁護の推進、生きがいや社会参加の促進など地域で支え合うまちづくりを目指します。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の充実
- 総合相談体制の充実
- 関係団体との連携強化
- 見守り体制の強化



(2) 認知症支援と権利擁護の推進

- 認知症予防と普及啓発
- 家族支援体制の整備
- 早期発見・相談体制の充実
- 認知症サポーター養成・チームオレンジの推進
- 高齢者徘徊SOSネットワークの推進

(3) 生きがいや社会参加の促進

- 成年後見制度の利用促進
- 権利擁護事業の活用
- 高齢者虐待防止の推進

- 老人クラブ活動への支援
- 敬老祝い金 ○豊齢者大学
- シルバー人材センターの充実
- ボランティア活動の振興
- 世代間交流活動の支援

6 健康で暮せるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、保健・医療の充実に取り組むとともに、介護予防と生活支援の充実を図ります。

(1) 保健・医療の充実

- 健康づくりの推進 ○医療体制の充実
- 感染症対策の推進

(2) 介護予防と生活支援の充実

- 生活支援・介護予防・高齢者福祉サービス
- 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

7 安心・安全のまちづくり

高齢者が安心して地域生活を送れるために、生活環境の基盤整備に努めるとともに、防犯・防災対策の充実を図ります。

(1) 生活環境の基盤整備

- 住まいの整備
- バリアフリー化の推進

(2) 防犯・防災対策の充実

- 防災対策の充実
- 防犯対策の充実

8 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者には、地域包括支援センター等による介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

(1) 生活支援サービス

□ 訪問型サービス

◆訪問介護事業者によるサービス

既に介護予防訪問介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、事業所指定の訪問介護員による身体介護や生活援助の支援を行います。

◆多様なサービス

要支援者等に対し、地域包括支援センター等による相談支援を必要に応じて行うとともに、主に体力の改善に向けた支援が必要なケースには、保健師等による居宅での相談指導等による短期集中予防サービスなど地域の実情に応じて、多様なサービスの提供について検討します。

□ 通所型サービス

◆通所介護事業者によるサービス

既に介護予防通所介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、通所介護事業の指定を受けた事業者による生活機能の向上など機能訓練や集いの場などの支援を行います。

□ その他の生活支援サービス

生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を検討していきます。

(2) 予防サービス・任意事業

□ 介護予防事業対象者の把握事業

民生委員児童委員からの地域の情報や、65歳以上の高齢者を対象に健診の結果により、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防活動支援事業等で重点的に対応します。

□ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能を習得した介護予防生活支援サポーターなど介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し、地域において効果的に活躍できるように取り組みます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの体制づくり

□ 生活支援コーディネーターの配置

地域のニーズと地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

(4) 高齢者福祉サービスの充実

□ 緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らしでの高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病等の緊急時の通報により、受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部との連携で速やかに対応するものです。

◆多様なサービス

要支援者等に対し、運動・レクリエーション・趣味活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムや保健・医療の専門職による個別計画に基づき、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムなど社会福祉協議会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービス提供の拡充に努めます。

□ 介護予防普及啓発事業

在宅の要介護者を介護している家族及び高齢者を対象に、交流会を実施し介護予防の普及啓発を行います。また、65歳以上の高齢者を対象に運動教室等の開催や65歳以上の男性を中心に男子厨房に入ろう会を実施し、フレイル予防及び栄養管理などの普及啓発を行います。

□ 地域リハビリテーション活動支援事業

心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職（理学療法士や作業療法士など）を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

□ 配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯で、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な高齢者を対象に配食サービスを実施し、配達時に安否確認を行います。

□ 生活支援・介護予防サービスのネットワーク（協議体）の推進

社会福祉協議会や地域団体、ボランティアなどと連携し、住民同士の支え合い活動や見守り活動を促進しながら、町民・事業者等と協働したネットワークづくりに努めます。

□ 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業

寝たきりなどの高齢者に対し、布団の洗濯・乾燥を行い、在宅生活の支援を図ります。

□ 在宅老人等紙おむつ支給事業

寝たきり等でおむつの使用が必要であると判断された高齢者に対し、紙おむつ等支給事業を実施し、在宅介護の支援を行います。

9 介護給付・介護予防給付サービス

要支援・要介護認定者の地域生活を支えるため、介護予防・介護サービスを提供し高齢者を支援します。

（１）居宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーなどが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導などを行うサービスです。

通所介護

デイサービスセンター等において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などにおいて機能訓練、食事、入浴、送迎等を行うサービスです。

短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設を短期間利用し、必要な介護や機能訓練のサービスを提供します。

短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を行うサービスです。

（２）地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護認定を受けた認知症高齢者が、グループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

その他のサービス

その他ニーズに応じたサービスなど介護保険サービス事業者等を含めて検討していきます。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽等を持って要支援者・要介護者の家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供します。

訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などを行うサービスです。

訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

特定福祉用具購入・ 介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など排泄や入浴のために使う用具の購入費の一部費用を支給します。

住宅改修・介護予防住宅改修

運動機能低下に伴う転倒を防止するため、また、在宅生活を楽しく安心して送ることができるよう適切な住宅改修を進めます。

居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護状態となった高齢者や家族のサービス利用意向や心身の状況を踏まえ、介護サービス計画等（ケアプラン）を作成します。

（３）施設サービス

介護老人福祉施設

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練、その他必要な援助を提供します。

介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援するサービスを提供します。

10 第8期計画期間の介護保険料

65 歳以上の第 1 号被保険者の今後 3 年間の保険料基準額は、月額 5,450 円です。

令和 3 年度から令和 5 年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、介護保険料を算出しました。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料については、国の指針に基づき負担能力を反映して段階別に設定することとなっています。

第 8 期介護保険事業計画では、標準段階を第 7 期計画に引き続き 9 段階とします。その結果、本町における令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料基準額は、下表の第 5 段階の月額で 5,450 円、年額で 65,400 円になります。

＜65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料＞

			(月額)	(年額)
所得段階	第 1 段階	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.50	2,725円 32,700円
		(軽減措置※)	基準額×0.30	1,635円 19,600円
	第 2 段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額×0.75	4,088円 49,000円
		(軽減措置※)	基準額×0.50	2,725円 32,700円
	第 3 段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.75	4,088円 49,000円
		(軽減措置※)	基準額×0.70	3,815円 45,700円
	第 4 段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.90	4,905円 58,800円
		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額×1.00	5,450円 65,400円
	第 5 段階 (基準)			
	第 6 段階	本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	6,540円 78,400円
		本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上で 210 万円未満の方	基準額×1.30	7,085円 85,000円
		本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上で 320 万円未満の方	基準額×1.50	8,175円 98,100円
		本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	基準額×1.70	9,265円 111,100円

※低所得者への公費による保険料軽減措置により第 1 段階から第 3 段階の負担割合の引き下げを継続。

お問い合わせ先

介護保険制度等についてのお問い合わせは、下記で受け付けております。

担当課	電話番号	FAX 番号
七ヶ宿町 町民税務課	0224-37-2114	0224-37-2577